

山口県知事 村岡嗣政 様

山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長 山高正義

要望書

令和3年4月より施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた施策が進められており、地域包括支援センター・在宅介護支援センターに求められる役割はますます大きくなっている。

今後も高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて下記のことを要望する。

1 適切な人材確保及び委託継続のための財源支援について 【継続】

地域包括支援センターの事業が年々拡大される中、業務量の過大や集中による離職や、有資格者の確保が難しい状況が続いているが、委託費等の関係から十分な人員配置を行うことも難しい状況にある。更に、運営費の赤字を運営法人から補填しているセンターもあり、今後社会福祉法人や医療法人等の委託継続が困難な状況になることも考えられる。

こうした実情に対応するため、十分な人員配置及び委託継続ができるよう財源支援を願いたい。

また、介護支援専門員の不足に対応するため、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員の処遇改善について検討が図られるよう働きかけていただきたい。

2 介護予防ケアマネジメントの財源支援について 【継続】

地域包括支援センターの業務の1つである「介護予防ケアマネジメント業務」については、地域包括ケアシステムの推進において、自立支援や介護予防の観点から非常に重要となる。

しかしながら、介護予防支援費の低さから、担当職員の確保・配置が難しく、委託先の居宅介護支援事業所においても、取扱件数の上限や、プラン作成の作業量に報酬単価が見合わない等の状況から、委託が難くなっている。

こうした中で、令和3年度介護報酬改定により「委託連携加算」が創設されたが、業務委託費が十分でないため外部委託は進んでいない。

こうしたことから、委託連携加算の取扱件数の上限や報酬単価の見直し等を進めていただきたい。また、その結果委託が進まない状況があれば、要支援1、2の介護報酬単価の見直しを検討いただけるよう働きかけていただきたい。

3 地域包括支援センターの業務負担軽減とサポート体制の充実について 【継続】

地域包括支援センターの業務負担軽減を目的として、令和6年4月から介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所にも拡大された。しかし、介護予防ケアマネジメントについては指定居宅介護支援事業所では担当できないため、利用者が介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの狭間にいる場合には事務処理が今まで以上に煩雑となる。このため、介護予防ケアマネジメントについても指定居宅介護支援事業所が対応できるよう、国に働きかけていただきたい。

また、居宅介護支援事業所においても人材不足や業務負担は課題となっている。今後、居宅介護支援事業所が指定や委託を受けやすくなり、地域包括支援センター職員が他の中核業務にも注力できるようにするため、介護予防プラン作成業務等の事務作業の軽減について検討が進められるよう国に働きかけていただきたい。

なお、業務負担軽減に関して国からは書類・事務手続きや業務負担等の取り扱いについて通達等で示されているが、保険者によって対応のスピードや判断に差があり、現場の負担は依然として解消されていない。こうした実態を把握の上、保険者と地域包括支援センターが連携して業務負担軽減に取組めるよう、助言をお願いしたい。

4 専門職の有効活用及び事務職員の配置基準上での明確化について 【継続】

国において検討されているが、専門職の配置について、三職種の配置を基本としつつ、資格取得見込み者の配置等、要件緩和が図られるよう支援を願いたい。

また、センター設置当初より業務量が増加しているものの人員配置基準は変わっていないため、各専門職が充分な機能を発揮できるよう、三職種の人員配置基準の見直しについて検討いただくよう国に働きかけていただきたい。

さらに、三職種が本来業務に集中するため、事務職員の配置をセンター配置基準上に位置付け、財源についても検討いただくよう国に働きかけていただきたい。

5 身寄りのない方への支援体制の構築について 【継続】

国において「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」の一部改正や、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論されている通り、身寄りのない高齢者等への支援は重要な課題として位置づけられている。

しかしながら、実際は身寄りのない方に対して行政や事業所の取組が少なく、介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が本来業務にない対応をせざるを得ない状況が続いている。

この喫緊の課題に対し、県として広域的な視点から市町を支援するとともに、中核機関の整備や権利擁護支援ネットワークの構築を主導する役割を積極的に果たしていただきたい。

6 地域包括支援センターの人材育成支援について 【継続】

地域包括支援センターの機能を強化するうえで、幅広い知識やネットワーク構築機能、対人援助技術等様々な専門性をスキルアップしていくことが必要となっているため、研修機会の確保等について支援いただきたい。

また、介護支援専門員・主任介護支援専門員の更新研修について、山口県は他都道府県と比べて要件が厳しい状況にあるため、更新期間の延長や研修期間の短縮等、要件緩和について検討いただきたい。

7 重層的支援体制整備事業について 【継続】

令和3年4月より施行された改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない相談等の包括的な支援体制の構築が進められている。

重層的支援体制整備事業は、市町の任意事業ではあるが、地域包括ケアシステムの構築をすすめる上で、重要な事業となるため、市町が積極的に取組めるよう支援を願いたい。

加えて、事業実施後においても、複雑化・複合化した事例に適切に対応できるよう、各機関の連携体制の強化について支援を願いたい。

8 在宅介護支援センターの活用について 【継続】

在宅介護支援センターは、多くが地域包括支援センターに移行したなか、運営法人の独自事業として、今も地域に根ざした事業所として、高齢者の相談支援や実態把握に取り組んでいる。地域包括支援センターのサブセンターやブランチとして、さらには、包括的な支援体制構築に向けた住民に身近な相談窓口として、在宅介護支援センターの活用を市町の実情に合わせて働きかけていただきたい。

9 I C T の活用について 【継続】

「地域包括支援センター等における I C T 等導入支援事業」を推進し、本事業が各市町で活用され、スムーズな情報提供体制が整備されるよう、市町へ働きかけや情報提供をしていただきたい。

また、保険者データベースへのアクセスについて、初期相談における情報収集の負担軽減を図るため、円滑なアクセスができるよう市町に働きかけていただきたい。